

識名小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(1)いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校にしている等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)いじめの態様（具体的な事例） H28,29 の事例を基に作成

学年	主な事例
1年	・AさんがB・Cさんから消しゴムを投げられた。
2年	
3年	・AさんがB・Cさんからノートに悪口を書かかれた。
4年	
5年	
6年	・AさんがB・C・D・Eさんから毎回鬼ごっこをしている際にずっとタッチをしてくる。また、Aさんを怒らせて楽しんでいた。 ・BさんがF・Gさんから、「死ね」「ちび」と言った暴言を5月～6月にかけて言われていた。

※毎月のアンケートなどを書く際に参考にして下さい。

(3)いじめに対する基本認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは一定の空間（主に学級）で多く発生している。本校におけるいじめは自殺や不登校に直結する前段階として、いわゆる『いじわる』的な要素を多く含んでいる傾向にある。そのため、教職員は日頃から、児童の様子を観察し、些細ないじめ（いじわる要素）をしっかりといじめとして認知し、早期発見・早期解決に向けて取り組んでいく必要がある。

そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。「いじめ0」は理想であり、教職員として「いじめの起こりにくい学校」を築く努力が必要である。

2 いじめの防止等指導体制・組織的な対応

いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立して行う。また、いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し、組織的に対応していくものとする。

(1)いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長 教頭 教務 生徒指導主事 各学年生徒指導部員 教育相談担当 養護教諭
特別支援コーディネーター 家庭教育支援員 教育相談支援員 (スクールカウンセラー)

<活動>

- ①定例会 (月1回) を開き、いじめの情報を収集する。必要に応じて臨時委員会を開く。
- ②いじめの早期発見に関すること (アンケート調査, 教育相談等)
- ③いじめ防止に関すること
- ④いじめ事案に対する対応に関すること

(2) いじめの防止のための措置

<学級担任等>

- ・日常的にいじめの問題について触れ, 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ, いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業作りを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が, 児童を傷つけたり, 他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう, 指導のあり方には細心の注意を払う。

<養護教諭>

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<生徒指導主事>

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ, 教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関を定期的に訪問し, 情報交換や連携に取り組む。

<管理職>

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ, 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動戦隊を通じた道徳教育や人権教育の充実, 読書活動, 体験活動等の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や, 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。
(児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(3)いじめの早期発見のための措置

<学級担任>

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め, 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の児童との雑談や日記などを活用し, 交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問などを活用し, 教育相談を行う。
- ・毎月「学校生活アンケート」を実施する。

<養護教諭>

・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

<生徒指導主事>

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

<管理職>

・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり適切に機能しているか定期的に点検する。

(4) いじめに対する措置

①情報を集める。

<学級担任等・養護教諭>

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む。

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
(学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担)
 - いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③児童への指導・支援を行う。

<いじめられた児童に対応する教員>

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

<いじめた児童に対応する教員>

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応していく。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

<学級担任等>

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

<いじめ防止対策委員会>

- ・状況に応じて、民生児童委員や警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を継続する。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

④保護者と連携する。

<学級担任を含む複数の教員>

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

<情報担当教諭>

- ・本校のホームページ上で本校の取組について載せる。

(5) ネット上でのいじめへの対応

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓蒙活動として、情報モラル研修会等を持つ。

(6) いじめ発生時の対応

「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

3 重大事態への対応

※重大事態の意義 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

迅速・正確に実情を調査→調査の記録に基づき問題点・対応策を明確にする。

→着実に速やかに問題解決

①迅速・正確に実情調査

- ・必ず当事者からいじめの内容を十分に聞き取る。（第三者の話や憶測だけではだめ）
- ・第三者関与の場合はこの第三者からも事情聴取

① 共通理解・複数対応

- ・担任、学年主任、生徒指導主事などが調査を行う場合、最初に調査の要点・対応のあり方・態度を共通理解した上、複数で対応する。

③誠実・冷静・慎重・適切に対処

- ・児童生徒や保護者は興奮し感情的になっていることを予想・承知する。

④速やかに家庭訪問（管理職も含めた迅速な対応）

- ・精神的、身体的な被害にあった児童生徒の家庭訪問を必ず複数のもとで行うこと。

⑤記録・メモは確実に

- ・記録、メモは時間的経過に従って必ず記録する。
- ・5W1Hを押さえて明確に

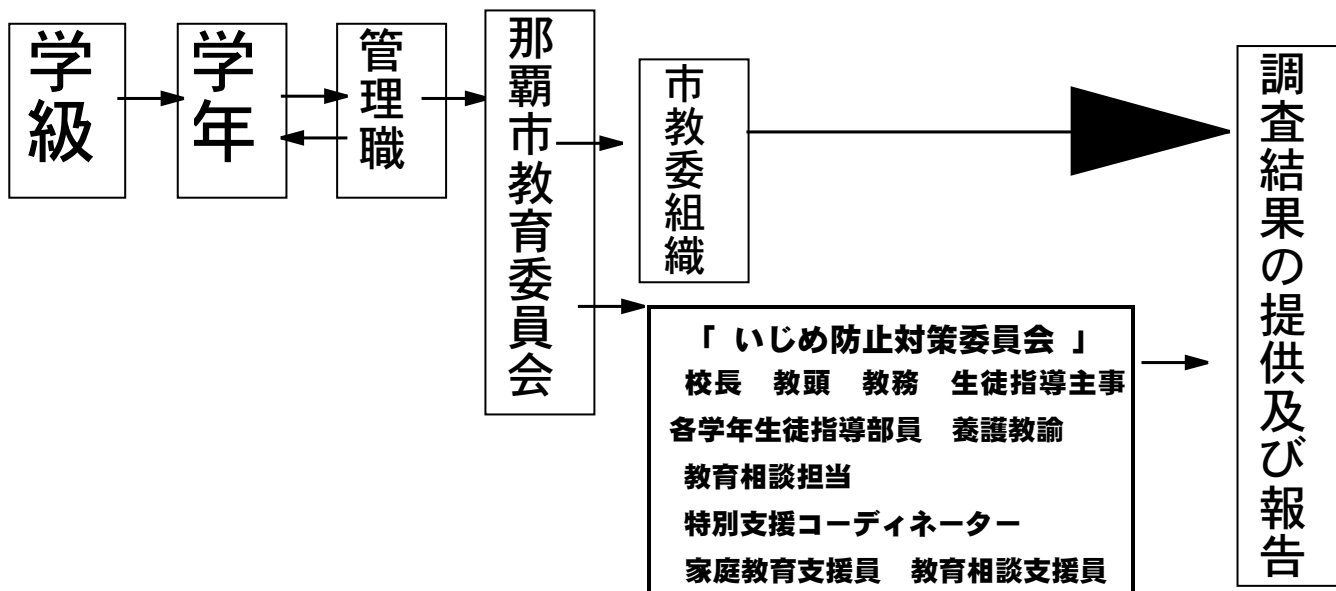
When（いつ）、Who（だれが）、Where（どこで）、What（何を）
How（どのようにして）

⑥窓口1本（校長・教頭）

・窓口は必ず一本にして外部との対応や問い合わせ等に備える。

⑦関係機関へは迅速に電話で概要を話し、詳細はできるだけ速く緊急第一報で行う。

《重大事態の発生と対応》



（※必要であればいつでも緊急にケース会議を持つ。）